

# 農地を相続すると届出が必要です

農地を相続等により取得した場合、農業委員会に届出をする必要があります。  
この制度は、農地法の許可を要しない相続等による権利取得についても、農業委員会が把握することにより、農地の有効利用を図ることを目的としています。  
詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

1. 届出が必要な方 相続や法人の合併・分割等により農地を取得した方
2. 届出の時期 農地の権利取得を知った時点からおおむね10か月以内

## 農政課よりお知らせ

### 〇ヒグマに気を付けてください！！

近年、農地や住宅地付近でヒグマの出没が増加しています。山沿いや川沿いで農作業をする際は、充分注意してください。なお、市ではホームページやLINE公式アカウントで出没情報を発信していますので、活用してください。（特にLINEはお勧めです）

- ※ 生ごみ、残渣などは、ヒグマを誘引しますので、適切な処理をお願いします。
- ※ 電気牧柵はヒグマにも有効です。設置して自己防衛しましょう。

LINE公式アカウント  
のQRコード



### 〇エゾシカ駆除について、ご理解とご協力を

- エゾシカの農業被害を防ぐため、猟友会へ駆除を委託し、5月から猟銃を使用した駆除を実施します。
- 猟銃を使用できないエリア（主に高速道路より西側）の場合、「くくりわな」による駆除も検討します。効果的に駆除を実施するため、出没情報を農政課へお寄せください。

### 〇農業経営体支援事業補助金の紹介

市では、規模を拡大した担い手に対し、規模拡大に必要な機械の導入に対する補助を令和3年度から実施しています。対象者には個別にご案内しますが、規模拡大される方は、農政課へご相談ください。主な要件は以下のとおりです。

- 対象者：1.5ha以上、規模拡大した市内に住所を有する個人経営の農業者で、65歳以下の者または50歳未満の農業専従者がいる66歳以上の者（ただし、新規就農者、女性農業者、法人は除きます）
- 対象となる機械：購入単価が50万円以上の農業用機械
- 補助率：機械導入費の30%以内（補助金上限 100万円）

詳しくは、市HPまたは農政課までご連絡ください。



## 職員の人事異動について

4月1日付けで、次のとおり職員の人事異動がありましたので、お知らせいたします。



農業委員会	(旧) 主事 齋藤史治 (社会福祉課保護係へ)
	(新) 主事 本間龍太 (新採用)
農政課農政係	(旧) 係長 野荒邦広 (議会事務局庶務係へ)
	(旧) 係長 佐々木也一 (市民生活課生活交通係へ)
	(新) 係長 児玉真樹 (総務課職員係より)
	(新) 主事 佐藤泰成 (商工労働観光課企業労政係より)